





第十八條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五

千円以下の罰金に処する。

一 第六條 第八條第一項若しくは

第二項(第十一條第二項において

準用する場合を含む)、第十條又は

第十一條第一項の規定に違反した者

二 第十三條第一項の規定による報

告を怠り、若しくは虚偽の報告を

し、又は同項の規定による集取若

しくは検査を拒み、妨げ、若しく

は忌避した者

第十九條 法人の代表者又は法人若し

くは人の代理人、使用人その他の從

業者が、その法人又は人の業務に関

して、前二條の違反行為をしたとき

は、行為者を罰する外、その法人又

は人に對して各本條の罰金刑を科す

る。

第二十條 第十七條の犯罪に係る農業

で犯人の所有し、又は所持するもの

は、その全部又は一部を没收するこ

とができる。犯罪の後犯人以外の者

が情を知つてその農業を取得した場

合においても同様とする。

2 前項の場合において、その農業の

全部又は一部を沒收することができ

ないときは、その價額を追徴するこ

とができる。

#### 附 則

1 この法律は、その公布の後一箇月

を経過した日から、これを施行する。

2 この法律施行前から製造され、加

工され、又は輸入された農業に

ついては、この法律施行後三箇月を

限り、第二條第一項及び第七條の規

定はこれを適用しない。

3 販賣業者が第七條第二号から第七

号までに規定する事項を店頭の見易

い場所に掲示したときは、この法律

施行後六箇月を限り、第九條の規定

はこれを適用しない。

一 この法律施行の際現に販賣業者又

は防除業者である者は、この法律施

行の日から二週間以内に、第八條第

一項又は第十一條第一項の規定によ

る届出をしなければならない。

農業は肥料及び農機具とともに、農

業生産上重要な生産資材であります。

農業の特質とするところは、農作物を

害する病害虫を防除し得られるもので

あること、すなわち殺虫剤の効果が

あるものであること、農作物に薬害

がないものであることの二つの條件を

具備する」とが必要であるのであります

が市販の農業の中には、これら二つ

の條件を具備せないものが多数出回つ

ているばかりでなく、その内容に比

し、誇大な表示をして販賣されている

ものも少くないのであります。これら

は、市販の農業の中には、これら二つ

の條件を具備せないものが多数出回つ

てあります。これらは農業の利

益が維持されるとともに、農作物病害

虫防除の普及が促進され、農業生産に

穀益するところが少くないものと信じ

ます。

法案の要点を申し上げますと、取締

の対象となる農業は、農作物または農

林産物を害する病害虫の防除に用いら

れる薬剤でありまして、中には同じ薬

剤で家庭用または家畜用、あるいは工

業用等他の用途に用いられるものがあ

りますが、これら他用途に用いられる

ものは当然本法の取締りの対象にはな

らないのであります。従つて農作物

病害虫防除用として製造販賣せられる

薬剤のみが本法の取締りの対象となる

ものであります。

次に農業の登録制度につきまして、

企業の自由性を尊重するとともに、取

締りの必要から農業そのものの登録制

度を採用したのであります。すなわち農

薬は登録を受けたものでなければ販賣

できないものとし、登録は申請があれ

ば原則として登録するのであります

が、登録申請書の記載事項に虚偽のあ

るものが登録を受けたものでなければ登

録を拒否できる途を開いてい

るのであります。

更に農業の表示制度のことでありま

すが、農業を販賣するには、その品

質等を保証する表示をせなければなら

ぬこととし、隨時検査を行いまして、

もし品質とその表示が合致せぬ不正な

農薬については、販賣の禁止または停

止等の処分を行い、これを嚴重に取締

ることといたして、あります。

この表示の責任者は、製造業者または

輸入業者とし、販賣業者はこの表示の

としたいたのであります。また防除業者に対する監督の点であります。これらは農業の利

益が維持されるとともに、農作物病害

虫防除の普及が促進され、農業生産に

穀益するところが少くないものと信じ

ます。

また防除業者に対する監督の点であります。これらは農業の利

益が維持されるとともに、農作物病害

虫防除の普及が促進され、農業生産に

穀益するところが少くないものと信じ

ます。

また防除業者に対する監督の点であります。これらは農業の利

益が維持されるとともに、農作物病害

虫防除の普及が促進され、農業生産に

穀益するところが少くないものと信じ

ます。

以上簡單であります。が、提案の理

由を御説明申し上げた次第であります。

申立に対する当、不当の決定を行つ

ております。何とぞ慎重御審議の上、速やかに

御可決をお願い申し上げる次第であります。

してお尋ね申し上げたい。

なおまた戦争中より現在に至るま

で、米麥その他園芸等に必要な農業

が非常に欠乏をいたしまして、それが

非常に多くなりました。

いうことは周知のことであります。こ

の農業取締法の実施はなるほど結構で

ありますけれども、一面農業を増産す

る方面の措置がどういうふうに運ばれ

ておるか。輸入等によるそれらは一刻

も早く促進をいたさなくちやなりませ

んが、それらの方面についての現在進

展中の状態は、ここに参考資料として

提出しておりますけれども、この参

考資料として提出されておる内容につ

いては、二十三年度のその需給関係に

おきましてはなはだ要心すべき点があ

ります。かようなことをいたしました。

参考資料として提出されておる内容につ

いては、二十三年度のその需給関係に

おきましてはなはだ要心すべき点があ

ります。かようなことをいたしました。

参考資料として提出されておる内容につ

いては、二十三年度のその需給関係に

おきましてはなはだ要心すべき点があ

ります。かようなことをいたしました。

参考資料として提出されておる内容につ

いては、二十三年度のその需給関係に

おきましてはなはだ要心すべき点があ

ります。かのようなことをいたしました。

参考資料として提出されておる内容につ

いては、二十三年度のその需給関係に

おきましてはなはだ要心すべき点があ

ります。かのようなことをいたしました。

してお尋ね申し上げたい。

に重要な関係をもつ農業に対して、な

日本は非常に農業の製造が盛んな國で

あります。しかし、戰争前は御承知のよう

に、世界的に輸出をいたしておつたよ

る農業でなければ販賣できないこと

が、病害虫による被害は約一割に及

ぶものであることは、多年農業に経験

する者の中でもあります。元來

いかわらず、今までそういった方

面に重要な関係をもつ農業に対して、な

日本は非常に農業の製造が盛んな國で

あります。しかし、戰争前は御承知のよう

に、世界的に輸出をいたしておつたよ

る農業でなければ販賣できないこと

が、病害虫による被害は約一割に及

ぶものであることは、多年農業に経験

する者の中でもあります。元來

いかわらず、今までそういった方

面に重要な関係をもつ農業に対して、な

日本は非常に農業の製造が盛んな國で

あります。しかし、戰争前は御承知のよう

に、世界的に輸出をいたしておつたよ

る農業でなければ販賣できないこと

が、病害虫による被害は約一割に及

ぶものであることは、多年農業に経験

する者の中でもあります。元來

いかわらず、今までそういった方

面に重要な関係をもつ農業に対して、な

日本は非常に農業の製造が盛んな國で

あります。しかし、戰争前は御承知のよう

に、世界的に輸出をいたしておつたよ

る農業でなければ販賣できないこと

が、病害虫による被害は約一割に及

ぶものであることは、多年農業に経験

する者の中でもあります。元來

いかわらず、今までそういった方

面に重要な関係をもつ農業に対して、な

うな状況であつたのであります。従つて非常に物の多いときには、自然優良品が出廻るということで、あまり粗悪品も出ないので、むしろ農薬を使らうことにもつぱら宣傳したりなんかいたしました。ところが戦争後になりますと、資材が非常に少いものでありますから、自然そこに悪い物が跋扈する。こういう状況を呈しておつたのであります。そこで農林省におきましては、昨年來農薬検査所を設けております。法律も実は同時に準備をいたしましたのであります。するけれども、關係方面的審議が手間取るというようなことで、およそ一年遅れた、こういうことになつておるのであります。なおまたその法律によりませんけれども、農林省といたしましては、農林省認定農薬という制度をとりまして、一定の規格をきめ、それに合つた農薬を推薦する。こういうような手段をとりまして、何と言いますか、取締りの方面ではございませんが、別の方面において優良な農薬を農家が使うようにならせておつたのであります。今回遅しといえどもこの法律が出来たことは仕合せでありまして、今後この運用によりまして、いいものを奨めることによって、悪いものを駆逐することに努力いたしていきたいと考えております。

おおむね需要に應ぜられるであつては、  
いふ考え方をもつております。ただ、砒素  
の方面、あるいはもつばら輸入しなけ  
ればならぬデリスコン、あるいははただ  
いま非常に生産が減つております除虫菊  
菊といふようなものにおきましては、  
なお相当足りないのでありまするが、  
これらにつきましては海外からの援助  
をも懇請いたしております。また除虫菊  
菊は國産でありまするので、増産をほ  
かりたいという考え方をもつまして努め  
ております。もつとも除虫菊につきま  
しては、主として價格の問題であります  
。價格はつきましてはひとり除虫菊  
と言わば、工業的な生産については非  
常なバリティ計算の困難があり、しか  
もバリティ計算でいくといふうなこ  
とでありますので、この辺はちよつと  
実情に合ふような計算をとらなければ  
ならぬと考えておるのであります。な  
おこの法律が出ましてから農家に対し  
てこの制度を知らせるという事柄につ  
きましては、もとより十分な措置をい  
たしたいと思つております。これは肥  
料と同じよう、要するに農薬にどう  
いう性分がはいつてゐるか、どうう  
ことにきくか、どうう使い方をする  
かということを、わかりやすく書いた  
ものをはづておくとよいことが骨子で  
ありますて、それを見ればわかるとい  
うことでございます。と同時に今後新  
しく農業技術参透等の施設ができます  
につきましては、この農薬方面的の使  
用その他についても、十分な普及をは  
かつていただきたいという考え方をしてお  
ります。

薬のごときは非常な減産の状態であります。平年需要量に対する四四%の状態であるということは、ほなはだ遺憾なよう考へるのであります。このため麦作の先進地である靜岡縣の農業経営においては、廣幅溝まきの増收ができない。今からすでに二十五年前には、石灰硫黃合剤を三月ごろに撒布して、全國唯一の増産を記録しておつたのであります。こういうような主食方面に特に大切な石灰硫黃合剤の増産に対しては、特に御留意ありたいのであります。顧わくはこの方面の増産につしての見込みをひとつ承りたい。また主食でありますせんけれども柑橘の栽培につきまして、一昨年から非常に立枯れが多いといふような傾向があるのであります。これは専ら肥料の減少ということもありますけれどもこれを防除するところの薬剤の欠乏ということが、その主たる原因でもあるよううに聞いておるわけであります。そういう見透しをもつて指導されておるかということをお伺いしたいのであります。

まして、徹底的に、これらの今までに行われておるところの不正を防止するという意味におきましては、むろん法の強化も必要でありますけれども、農民に十分に周知徹底せしめることが必要なのでありますて、たゞいま御意見もありましたが、この点十分に周知方をやつていただきたい。以上追加質問をいたします。

いたしていない関係もありまして、いろいろ数字の結果になつたわけであります。それにつきましては、私の方でドラムカンの供給その他につきまして、容器の手配には努力中でござります。そういう関係でございますから、硫酸銅につきましては、一應配給統制を設けました。が、農民側の需要の声が強くなりましては、それに対しては原料の方面におきましてもある程度まで應ぜられるつもりであります。が、ただいま申し上げましたように、農民側の回轉容器を中心としております関係上、容器の供給による点が相当ござりますので、今後農民の防除意欲の向上に努めまして、特に今年実施しております「割増産の面を推進いたしたい」と思つております。

良粗悪農薬の出回りが多く、農業生産に支障を來す虞があるので、農薬の検査取締を行い、不良農薬を排除する必要があります。これが、この法律を提出する理由である」とあります。もちろん不良粗悪な農薬が出るというこの原因を十二分に追究しなくちやならぬと思いますが、ややもしますとこの不良粗悪な農薬が出てくるという原因は質よりも量というような点から、やはりないから何でもいい、まあひとつやろうということに私は帰着すると思ふ。私どもの見解は、少くとも畜産においてさえ、家畜傳染病法において全部費用を國家が負担して家畜の傳染病を取締つておる。しかるにわれ／＼八千万の食するこの食糧に対するところの、しかもこゝした病虫害に対するところの防除費の農薬、こうしたものを作つておる。しかし政府としても手遅れじやないが、こういう観点から見れば、むしろこれまで國家で取上げずに、ただこれを民間任せで、しかもこれらに対しても手を打つてしなかつたということが、そもそも政府としても手遅れじやないが、こうこそ國當で、しかも國がつくつて必要なるときにおいて防除を國家が行なうべきである。こう私は考えておるのであって、むしろそくなればこんな法律は出さなくてもいいのじやないか。

に対する病害についての防除費なるものを、補助費の一部くらいでこれをやつて、こうとらうことが間違つておる。またこれを一般業者に任しておいて、そらうしてただ取締るなんといふことを伺いたい。時間がありませんから、なお重ねて逐次質問いたしたいと思しますが、これが第一点であります。

次にこの第一條の三項に、製造業者及び輸入業者、販賣業者、防除業者といふことがあります、十二分にいい質のものをつくるという上においては、この製造過程の前において、原料業者と申しますが、そらしたものをなぜ登録せんのか。やはりいいものをとにかくもつてきてつくれさせるといふにになれば、それだけ不良なる、粗雑なる薬剤が少くなつてくる。だから原 料を扱う業者を十二分に取締らなければだめだ、私はこう考えます。これらについての御見解を伺いたい。

その次にこれが登録といふことを類りに言つておりますが、もちろん登録すればそこで認証するとか、許可するということになりますが、なぜこれを許可制にしないか。こういう重要ななものについては、登録なんかせずになぜか許可制にしないかと、ということをお尋ねします。

次に第二條の四項にまいりまして、「農林大臣は、前項の検査につき、省令で定めるところにより、申請者から手數料を徴収することができる」とあります。が、いやしくも國家的に一つの手数料などを徴収するといふことが根本法のものであります。

的に間違いである。しかもこうしたことは國家がみずから進んでやるべきだ。しかるに手数料などとるといふことはもつてのほかである。これについての御見解をお伺いいたします。

次に第三條にまいりまして「農林大臣は、前條第三項の検査の結果、同條第二項の書面の記載事項に虚偽の事実があると認めるとき又はその書面に記載する使用法により当該農薬を使用する場合に農作物、農林産物若しくは使用者に害があると認めるときは、同條第三項の規定にかかわらず登録を保留して、申請者に対しその書面の記載事項を訂正し、又は當該農薬の品質を改良すべきことを指示することができます。」これはまことに子供だましのようだ。子供に飴玉をくれるような簡単なことに考え方であります。こうした場合においては、これはどこまでも虚偽のあつた場合とか、あるいはまた被害があつた場合には、責任をもつて損害賠償をすると同時に、ただちに業者をして廃業せしめる、営業停止を命ずるといふような、もちろん罰則にはあるでしようけれども、これは非常に軽い意味になつておるが、この点はどういう考え方であるか、私はこれをもつと重く考えなくてはいかぬ、こう考えておりますが、この点伺いたい。

なおその次は第二項であります、「前項の指示を受けた者が、その指示に基き書面の記載事項の訂正又は品質の改良をしないときは、農林大臣は、その者の登録の申請を却下する」そんな場合には一箇月なんて余裕をおかはず、なぜ即時にこれをやらないのか。不正があつた場合に、一箇月も経つて

う不正をするくらいな者は金をもうけないかねえから勝手なことをして、やはりそりゃあ不正をするくらいな者は金をもうけないかねえてしまう。同時にやらなければいかぬと思ふが、この点はどうか。

三項にまいりまして、「農林大臣は、前二項の処分をするには、農業審議会の議決を経なければならない。」こうあります。が、私はもちろん審議会の必要性もあろう。そして即時審議会にかけられるという場合セ、場合によつてはもつと急な場合においては、農林大臣においてただちにこれについて処置することができる。いわゆる善後処置をすることができる。いうことをなぜこれにうたわないのであるか。こう考えております。それについて伺いたい。

その次へまいりまして、第五條の登録の有効期間でありますけれども「第一條第二項第三号の事項中に本更生を生じたときは、登録はその効力を失う。」こうあります。これは時々變つていくし、やはり不正を取り締まることによってありますから、やはり一遍免許をとつて、あるいは登録したもののを、居すわりで三年も放置することはないのが悪いから、他の自動車の免許証のときも年に一遍は車検査をやつておりますし、あるいはそろそろ免許証の再交付を一年に一遍やつてしまふ。しかしにこれを三年もすれば車の免許証のことはどうか、少くとも私はしきここうした重要性のあるものは六ヶ月目には登録していく、長くても二年を超えてはならぬと思うが、これにする御見解をお聞かせ願いたいと思ふます。

それから登録であります。が、製造者及び輸入業者の農業の表示といふ

とがありますけれども、目的はいすれもうけさえすればいいのだ、高ければいいのだという者があります。なぜその中にマル公戦守で、價格の表示をさせないか。私はこの三條の中にあるように、製造業者とかあるいは輸入業者、あるいは販賣業者あるいは防除業者は、なぜ價格まで表示をしないのか。やはり最終的目的といふものは價格といふものが伴いますので、もうかるからさうのだと云ふような最終目的考えとしては、そうしたものにも全部マル公價格を明示するということがむしろ必要だと考えるが、これらについてどんなお考えをもつておるかといふことになります。

こういうときにはもちろん國家も責任があるのだから、國家でも被害のあるものについては相当の補償をしてしかるべきだ。結局農業凶災の方にはちゃんと記憶が、病害の方は今度から認められることになったようになりますけれども、農業灾害補償の方の関係から見ても、こうした悪い不正薬品をつい知らずに散布した、いいと思ってやつたところが農害があつて農作物に大被害が出た場合には、結局それを扱つた業者に対して相当過重な刑に処す。と同時に、場合によつては國家においても何か災害補償とか、そうした方面に相当の補償をする必要があると考えるが、そうしたことはどんなことになつておるか。これは重要な問題である。そうして一年以下の懲役は、少くとも五年以下の懲役、一万円以下というのは、十万円以下の罰金といふくらいに、多きにもつていなければ効果がないと思う。うんとやつて大いにもうけさえすればいいぢやないかといふことで、がさが少いからもうけようと思えば、いくらでももうかつてしまふ。そういうような最初から不正農薬を扱おうという精神から出でるるような者については、もつと重い刑に処するのが当然だと思うが、それらについての見解を伺いたいと思います。大体以上であります。

ます。また実情から申しましても、農業製造は比較的小工工業でありますし、業者も多い。またその製品も化粧品で、工業の一部でありますから、これははるかなるものをつくる。いずれにいたしましても、これを國營にする必要はないと思います。さて防除に関しまして、國家施設を厚くするということは、当然将来考えていかなければならぬことと思います。通常のものにつきましては農家個々にやつていただき、その指導を十分いたしますとともに、相當程度に発生するような場合に、未然に手取り早く、自動車でまわつてござつとやつてしまふといふようなことは、当然考えていかなければならぬことと思つております。今年は一部そろそろ財政上の理由で実際は行つておりますが、將來防除に対しては手厚くしていきたいと思つております。

おつたものであります。最近はいずれも登録制といふことになつております。登録制と許可制との違いは、許可にもいろいろあります。が、登録制となりますと、一定の條件を具備しているものは、必ず登録されると。許可という言葉を使えば必ず許可される。許可制となりますと、そこにはどうしても自由裁量の余地がはいつてくる。同じものでありますても、甲は許可をする。乙は許可をせぬというようなこともあります。どうしても自由裁量の余地がはいつてきます。それからこの登録をいたしますのに要件を貰えたものは、全部昔の言葉で言う許可を貰える。これを登録という言葉にいたしていります。

それからこの登録をいたしますのに要件を貰えたものは、全部昔の言葉にいたしていりますが、新しい農業奨励のものでありますならば、國が一定の行政行為をいたしますのについてその実費をとることは、これは從来と言えども差支えないことがあります。たとえばいろいろな商品の検査をいたします場合においても、やはりある程度の手数料はとつているのであります。最近の財政上の理由等とも併せ考えまして、この際若干の手数料の納付をお願いすることにいたしましたのであります。

それから第三條の関係についてでございますが、不正のものを取締るのについて、非常に氣の長いようなお説でございましたが、これは新しくこれから登録をさせる。新しく登録するものについての規定でございまして、登録がなければ賣れないのです。従つてこの法律の建前から申しますれば、登録を受ける前に賣るということはないの

であります。抑せの場合は、今非常に不良なものがあるのに対して、ここに登録の申請がある、それに対しても取り早く処置せぬといかぬぢやないか、こういうことになると思いますが、それについては、今までとはともかくこの法律を施行いたしていきますから、その点はやむを得ないと考えます。

それから第五條の三年は長過ぎるということでござりますが、この法律の建前といたしましては、なるほど時勢が變り、どんく新しいものができます。優良なものを奨めていくといふのが、政策の目的ではございますが、その法律自体は悪いものと取締るといいますか、少くとも内容をはつきりせしめて、いい悪いは農家が判断して買ひ、こういう建前になつていても、それを焼めるわけで、効能の低いものをこれで禁止したり排除したりはしないのであります。効能の低いものは效能が低い、成分が低いものは成分が低いで、それは農家が買わぬ、こういう建前になつてゐるのであります。その意味から申しますと、三年というは手ごろのところではないかと考えております。

それから販賣業者が農業の成分効能等を表示いたしますのについて、公定價格を表示する必要があるといふ御意見は御もつともあります。これは戦争中からマル公表示の規則があるはずでありまして、別の規則によつてマル

公が表示されるものと考えておりま  
す。  
- なお罰則の点につきまして、軽きに  
失するというお考えござりますか、  
罰則については個々の具体的な事情に  
應じてはいろいろあると思いますが、  
法定全般としてやはり罰則の釣合いと  
いうことがなければならぬのであります  
ので、その意味においてこの十七條  
にあるような罰則を適当と認めている  
のであります。但し、この但書に書いて  
ありますのは、これは新しい立法例で  
ありますで、表向きの罰則は一円以  
下でありますけれども、登録をしない  
で不良な薬剤を賣つて、かりに百万円  
もうけたといふれば、百万円この但書に  
よつてとられるのです。これは新しい  
立法例になつてゐるわけであります。  
○坪井委員 ちよつと補足いたします  
が、不正農薬を販賣しあるいは製造  
し、これらによつて受けたところの被  
害者の損害といふものは實に莫大なもの  
です。ただそこで金をもうけたから  
金を返せばいいと言われますけれど  
も、その點から見ると、私はこれらにつ  
いては、当然被害を受けた方面にもそ  
の業者がある程度の補償をすべきであ  
る。またその他何か國家的になおまた  
災害補償とか何とかというような方法  
があるかないかということをひとつ明  
示を願いたいことと、それから第三條  
の最後の四項ですが「農林大臣は」と  
いう検査料の問題です。これについて  
「手数料を徴収することができる。承  
れば千円であるということであります  
が、手数料としてはちよつと千円は高  
過ぎるよう思ふ。しかしこれはやは  
り登録をしてどこまでも不正農薬はつ  
くらない、なおまたどこまでも責任を

もつという、どうの保護的のものであるならば、むしろ私は千円が一万円になつても差支えない、その点はどんぐりに處理すればいいかという点について、補足的にお伺いいたしたいと思います。

○山添政府委員 不正なる農薬を販賣し、よつて農家に損害をかけたといふ場合の補償關係は、これは民法に任せてあるわけでありまして、民法から申しますれば、農家の方で損害賠償を請求する権利は当然ござります。これを農業災害補償法等で國家が補償する制度はございません。農業災害補償法の対象になりますのは、不可抗力と言ひますか、天然自然の氣象上の原因に基づくものを補償するわけでありまして、この場合は民法の民事關係に任せてあります。

○北(一)委員 まず最初に第一條の第二項の「天敵」ということが意味がわ

からないので、この点の解釈を質問いたします。

次には先ほど農政局長も日本の農業

といふものは世界的に進んでいると言

われましたが、その反面非常に強い薬

品を使われるようになつてきたので、

これが人畜に及ぼす害というものが非

常に多いと思う。たとえばこれは私

近所で現実にあつたことであります

が、水田に薬をまいた。そしてその翌

日、翌々日になりました、薬をまいた

この法律の中においても、登録をいた

ところのあぜ草を刈つて兔にやつた、子牛にやつたという場合に、その子牛がたちまち死んでしまつた。たとえばまた人に対しても、子供が嘗めてどうしたという場合が非常に多いのです。が、こういふ農薬に対する性質を、この法律の中に織りこまなければならぬと私は思つてゐる次第であります。が、この点農政局長はどう考へておられるか。

次にこれは北海道におけるはりがね虫の件であります。これは北海道だ

けでなく、今全國的にはりがね虫とい

うものがたくさん出てきたのであります。

トヨーン、馬鈴薯とかうような植物

の植えた種につきまして、これは発育盛りにみな黄色くなつて枯れてしま

う。これは麦とか、とうきびとかで

あります。これに対しては私どもの見

ておく、あとで返してやるという制度

ですから手数料は保証金としてとつ

ておらず、やはり國が

検査をし、化学分析等をいたします

につきましての費用を一部負担をして

もららう。これは営業に伴う一つの負担

と考えていただきたいと思います。

○北(二)委員 まず最初に第一條の第二項の「天敵」という言葉

が、例をあげますと野風を退治する

のにチフス菌を園子の中に入れてまい

ますから、使う人に被害があつたり、

ユラル・エヌミーの詰語であります

普通そういうものと御了解願いたいの

であります。それから薬のことであり

ますから、使う人に被害があつたり、

それを見る事はできないわけであ

る。そこで何とかしてこの薬について

はこうだ、この薬についてはこういう

します。場合にはまずその使う人に一体被害があるかないかというようなこと

は十分考えられるわけでありまして、

それは第三條の一項に、ちょうど四百

一の一番初めの行であります。が、「農

林産物若しくは使用者に害があると認

めるときは」、といふらにあります。

で、十分注意をいたしておりますと

も第七條の農薬を賣る場合にいろい

ろ記載事項があります。第四項に「人

畜に有毒な農薬については、云々とあ

ります。こういうことでこれらの点を

明瞭にいたしまして、使用を誤らな

いようにという注意を拂つておるわけ

であります。それからりがね虫に開

連してのDDTの話であります。が、

これは係の方から御説明をいたさせま

す。

○田口 説明員 DDTの生産のこと

でございますが、DDTは御承知のよう

にごく最近わが國にはいりました薬剤

解いたしましてはDDTが非常によ

いと思いますが、農林省のDDTに対

するところの増産の根本の見込状態を

伺いたい。これらの害虫はりがね虫に

対して、農林省はどういうぐあいに駆

逐するかというその方針を承りたいと

思います。

○山添政府委員 「天敵」という言葉

はずつと前から使つております。ナチ

ニアル・エヌミーの詰語であります

が、例をあげますと野風を退治する

のにチフス菌を園子の中に入れてまい

ますから、使う人に被害があつたり、

それを見る事はできないわけであ

る。そこで何とかしてこの薬について

はこうだ、この薬についてはこういう

の生産を予定いたしております。その

原末の確保については、最近アメリカ

より相当数量のものがはりまして、

農薬用には約七十分程度の原末が供

給される予定になつております。それ

によつて三百五十トンの二〇%の製剤

ができることになつております。國內

生産の原料の生産につきましては、こ

れでは内國で約五百トンの生産を計画

しております。これは厚生省の関係で

やつております。しかし生産路が種

々ございまして、五百トンまではいか

でございまして、調査せられた結果

は余力をもつてかえることができない

という意味で配置轉換その他のことを

総密に検討せられ、調査せられた結果

であるかどうか、何とか全國の多数の

農業技術専門員があります。この際、

新たに置かなくともいけるのじやない

かといふ観点から検討せられたかどうか

か。検討せられたならばその内容を伺

いたい。

それから第三点は、政府並びに委員

長にお尋ねしたい。予算の伴う法案

は、どうしても予算的処置が伴わない

と車がたわになる。片方しか審議で

ますが、この粉剤の生産につきまして

は、至急今年の生産には間に合わせる

べく生産計画を進めております。そ

うをもつております。それからりがね虫

でございまして、これはだいま本格

的な生産をしておりませんが、DD

Tの粉剤をまいりするわけでござい

ます。が、この粉剤の生産につきまして

は、この年は間に合わない

までも、この年は間に合わない

○山添政府委員 それはたとえば農業審査に関する費用というようなものは、新らしい費用であります。従つて予算が成立しなければ困ると思います。従つてただいま農林委員長から仰せになりましたようなことで取扱つていただきたいことを私は希望いたします。

○八木委員 たとえばこのほかの項目を見ましても、説明を伺わないとわかりませんが、やはり人は殖やすことになると思う、殖やさないということはうそで、やはり殖やすことになる、こう承知したいのですが、それをはじきり伺いたいと思います。それは当然予算を伴つて役人を一人でも殖やすことになるという意味から、どうちかといふ場合に殖やすことになると承知してよい案ではないかと思いますから、なおその点をだめを押しておきたいと思います。それから委員長のおおらかるるのをあります、が、その十七の法律案のうち予算を伴うものは何々であるか、という資料を委員長より政府に要求して配布方を要請いたします。

○山添政府委員 予算的に人員の増加はいたらないのであります。府県等のことはここに書いてありますように図解していいかどうか、重ねて伺います。

うと思いましたが、ただいま八木さんから予算の話が出来ましたからその程度にいたしておきましょう。

第一点はまことに小さい話ですが、重大なことなんです。この農業の價格はどういうふうにしてお定めになるお考えであるか、これは經濟安定本部で考めるのだから、農林省は大体それにお任せになることだと思いますが、これまでの経過をながめてみますと何とかに基準があつてつくったのではなく、製業する人が製業する人の利潤を基準にしてつくつておるのでから、非常に高いものになる。米をつくつたり食糧をつくる者は、公定を政府が定めてしまつて利潤を一つも見ておらないから、それで安いものを見て高いものを買わなければ農業經營ができるないということに今まではなつておられるのであります。今後において農業といふものを詳細に考えてみると、相当地元全国で大きな金になると思う。これらに対して農林省はどういう方法でこの價格を決定しようとするのであるが、一臍それを考えておられることがあるならばお話を頗りたいと思うのであります。

のであります。たとえば一例をほかに求めてみます。品物が違うと言えば違いますが、ビタミンBを製造するということになると、計算していきますと非常に高いものになる。そして十本入れたものを九十円で今賣つておる。そういうぐあいに、これらは非常によく利潤が大きくて、もつと安くできるものであるとわたくしが承知しておりますのに、経済安定本部では業者から届いてきたものを、どう査定したか、知りませんが、非常に今言つたように高くし次から次へと改訂していくつもりから非常に高いものになる。藥といふものは特殊なものであるというような考え方方が先入主になつておるものですから、業者から言いますと、非常に上手なと言えは上手な仕打ちをして値段を上げていく。ところが農業者のほうは、農業生産というものは非常に重いなものであるために、多くの人から關注心をもつて値段をかれこれ言われて、非常に生産費が高くかかるにかかるわらず生産費が盛りこまれないので、米價の改訂にしましてもそうであります。リテイ計算というのが都合がいいと云うので、生産費を別につくつて、そこして農民はどうであるかというと、生産はかかるだよするの費用だなどとね農家一軒が經營していく上におきましては、日常品と農業に関するところの日常生活とを研究してみると、いつも生産費が高まつて、そうして農業者の收入だけでは経営が成り立たないといふ結論になつておりますから、日本の農家は非常に困る。そういう点に微細な注意を拂つていかなければならぬので、商品をこしらえるということになりますれば、この薬品は商工省の関係にならぬ

ですか、農林省の関係になりますか、その点はよくわかりませんが、おそらくこれは商工省の関係として届け出されて、そして経済安定本部では相当の利潤を盛り込んでいく。農林省は農業生産者の方に非常な力を盡してくださるところれども、関係が遠くなつてしましますから、結局そこのバランスがないということになる。いつも農業生産者の手を離れたところの加工物といふのは非常に高い。こういう点をどううふうに導いていくかということ方、將來考えていたがなければならぬ問題である。こういう点の御研究を煩わさなければならぬと思う。私どもも力をして乗り出してもらわないといつまで絆つても農業者は頭をはねらむ。わざかな品物をとつて、それを添えますが、農林省自身もそれに対してその價格で全部買込んでいくのでありますから、バランスのとれる理窟がない。この点をひとつ農林省の方のお考えをお聴かせ願いたい。

○山政府委員　これは農業の價格いうよりも、結局米價の問題、また比率を基準にしてすべて農産物はハイ計算でやられておりますので、こに問題があるわけであります。そこでこれにつきましては農林省の他

す性質上、パリティ計算といいます。いいのであらうと思うのであります。問題はパリティ計算の前提といいますか、その前提としたましくは購入物資のパリティがおむね基礎になつた値段で入るということが前提にされるわけです。ところが、事実がそれに反するということ、また一面から言えば、そういう公定價格によらないものを貰いますと同時に、一部は公定價格によらない價格で貰る、そのバランスがどうなつておるかというようなことが、實際にあてはめてみた場合非常に問題があるわけであります。理窟だけから申しますと、労賃といふものは非常に規制されておつて、昔からみますと、労賃あるいはわれくの給料といふものは非常に低い。これは申すまでもない。しかし、パリティ計算をやります結果として、米價の中に含まれている労賃といふものは普通の物価並みに認められておる。だから、その点からみると非常に有利である。その有利なものはしかし主要資材はその生活物資を公定價格で入手できぬまい、やみでなければならぬといふところに相殺されている。でありますので、パリティ計算は理論としてどうして思いますが、實際方法としてどうして生産費を參照するか。生産費をそのまま參照して勝手にきめるわけにいきませんので、パリティ計算の内容をなす品目のとり方、特に品目はたくさんられておりますので、各品目のグループにおけるウェイトのとり方、こういうことがいろいろ算定の仕方がある。そういうところを生産費とにらみ合って、操作すると言いますと言葉が過ますが、よく見なければならぬ。こ

いうことに表れております。もう一つは、何といいましてもバリティ計算の趣旨を徹底する、こうしたことだらうと思うのであります。

るだけの組織、設備、能力というものが、あるかどうか、ということを私は心配するのであります。昨年肥料取締法をこしらえながら、それが一向未端の組織によつて取締りができるといふことになれば、できた法律も死物になつてしまふわけであります。これほんたが、國家の権威の上におきまして、まるで組織が全國的にできていないといふことになれば、法律も死物になります。その点について政府は、上からも、ぜひとも徹底的な取締りをする用意があるか、この点を伺いたいのであります。いわゆる價格を決定するに於いて生産費を基礎とするならば、その製薬の内容、資材をあくまで登録させて調べるのであるか、あるいは有効成分によつてこれを認めるのであるが、あるいはまだどういう組織によつてこの検査を徹底するのであるか、この点について政府の用意のあります。

過程等を記載いたすことになつております。販賣をいたす場合には、そういうことはできませんから、書いてありません。それからこれを徹底させることについてですが、ただいま森さんのお述べになつた事柄は、こゝつともありますし、私ども現在の状況で十分なことができるとは考えておりませんが、これは非常に苦心を要すると思つております。この法律をつくつて、府県に取締官吏としては一名を嘱託することになつておりますが、元來肥料の方には肥料検査官といふものを配置してあるわけですが、しかし農業にしても、あるいは肥料でも多難なものがありますので、これらの取締をするについて、ある限られた取締りの権限をもつてあるわけですが、しかし農業においてはそういう限定された人でありますけれども、しかし農業指導に當るような人も、こういう事柄について絶えず注意してもらひ、公の権限に基くといふことでなくて、悪いものがあればこれを通報する、あるいは注意する、こういうことを十分にしていきたいし、またいたす必要があると考えております。それについては今年から技術の普及について新しい制度を設ける、それは府県の吏員たる資格をもつた人を全国に六万五千人も配置することにして、これは本職としては農業技術の向上、傳播、浸透ということに努めるのですが、同時に種苗の問題についても、農業についても、これは農業技術の進歩、傳播、浸透ということに努めます。ただ農民の利害關係にござつて非常に重要な仕事でありますので、そういう組織においても、こうい

○森幸義員 縣に一人の官吏をしては取締る官吏ではないけれども、その人々の立場としてこういうことに協力するというか、實際上取締りの効果が上のような活動を期待いたし、またそういうような仕向け方で、廣い意味における農業技術の改善向上に資していただきたい、かように考へてゐるわけであります。

ますが、なるほど技術員に対してはこういう農薬がいいとか悪いとかいうようなことも指導されると思いますが、もし不正な薬剤を発見したときに、官吏にあらざればこれを告発することができないと思うのであります。種苗法のごときでも、不正な種苗を販賣しておる者に対して、これは不正だと言つても、私が生産したものであつて完全な種子だと言われれば、申し上げるまでもなく、種子といふものは發芽しても成熟してみなければ、どんな大根ができるか、どんなかぶができるかわからぬのでありますから、「これがはたしていいか悪いか」という認定は、生産者の責任に問うよりはむずかしいのです。それを技術者があそこのものはいけないと、この大根の種子はいけないということの鑑定を下すことができない。あれは商賣であるからややこしい。もしもあの大根種子は買つてはいけないと、農業妨害としてやられる。これは告発することもできなければ、農業妨害としてかえつてしつべい返しを受けるようなことになるから、技術者は種苗に対して徹底した容認はできないことになるのであります。薬剤なんかはこれと違います。

けれども、この薬剤が効くのか効かないのかと、ということを全國の隅々の技術員が知るか知らぬかということあります。これを周知せしめる方法はどうかといふのであります。それから政府においてこれは有効なる農業であるとういう病虫害にいいのだということを周知せしめるような徹底方を、政府として考えられることが必要であろうと思うのでありますけれども、それ以外に薬剤といふものがたくさんありますから、どうも見分がわからない。それの善悪を鑑別することが、はたしてその技術員の指導くらいできるかできないかといふことを私は心配するので、もし不正確なる薬剤だと思つても、官吏にあらざればそれを告発することができないといふ懼みがここに生じてくるのであります。せつかくこの法律をつくりましても、末端まで徹底するのに今は今のようなお考えの組織では、とうてい十分なる法の効果をあげることができない。しからばどうするか。また人員を殖やさなければならぬ。この上人員を殖やされたらたいへんなことになりますから、政府としては、この法案を出された以上は、「一日も早くこの農薬のりつばなものを農業に役立たせたい」という氣持で、このことをお考えになつたと思いますが、その考え方をさらに押し進めて、「どうしたらこの農薬が農業經營の上において役立つか。役立たしめる方法があるか。その手段方法を私は具体的に突込んで研究していただきなければならぬのではないか。かのように考えるのであります。が、今のお話のように縣に一人の官吏

ではどうも心細いと思うのであります。はたして政府の期待されることなく、いくでしようか。この点ひとつお伺いします。

○山添政府委員　これは理想論になるかもしませんが、問題の骨子は結局農家自身に対する教育活動を盛んにしなければならぬということに帰着すると言様であります。いいものを奨めるという意味におきましては、この法律の制度とは別に、農林省の認定農業という制度をとつております。一定の規格をきめまして、優良な農業を農林省の認定ということにして推奨をする制度をとつております。そういうものはそろそろやみにたくさんあるわけではありません。どういうときはどういうものを使うというように、その奨める方法によりまして、信用のあるものを使つていく。これはただいま申しましたようなら技術の普及渗透等によつて十分これは進めていいものと思つておるわけであります。ただ不正なものとの取締り、これは肥料の場合でもそうであります、とかく誇大な廣告をいたしますが、新しくはだれでもひとつやつてみたいといふような事柄から、時にいろいろなことが起るわけであります。そういう場合に、とにかく新しいものでも登録いたしますれば、そこで内容は明かになつてゐるはずでございます。問題は登録をしないものが登録したよな顔をする、これが法律の違反になるわけであります。そういうものがありますれば、これは通報してもらうことによって取締りができる。登録しないものが登録を受けたよな顔をするといふところ、あるいはそういうことを言わないので賣ります。

つて歩くといふところに問題が生ずると思うのです。それにつきましては、多くの人が注意をして通報をしてもらひ、こうすることを考えておるわけであります。

○成瀬委員 私は農業取締法の参考資料について一点だけお伺いしたいのです。特にこの資料の中で不正農薬としてあげられておるところの砒酸鉛であります。砒酸ニコチンにおいては二十九品種の中では合格品は四品種しかない。石灰硫黄合剤は十八品種の中でも七品種しかない。また砒酸ニコチンにおいては適格品は皆無である。この資料から考えてみまして、さきの農業需給状況及び二十三年度生産計画について疑問をもつてあります。終戦以来のこれらの状態から考へても、さいぜん申し上げます資料にある適格品以外の不良農薬が一般に市販されまして、それを含めた数字がここに現われているかどうかということをお尋ねをするわけであります。もし不良品を含めた数字であるといいたしますならば、どういう方法をもつて農民の安心の得られる農薬を一般に販賣せしめていくかと、いう点についてお尋ね申上げたい。

なお一番最後に百三十五品種につきまして、それ／＼製造業者なり製造業者に対するまでは、なぜその内容をもう少し明かにされないか。Dであるとするが、これらの販賣業者なり製造業者に対するまでは、なぜその内容をもう少しうまく説明しておられないか。DであるとかTであるとかいう英語の頭文字をもつてしているのは、何だかそれらの業者に対して遠慮しているような感じも

あるのであります。これらの業者の名譽を重んずるこめになされたものであるか。もしことさらにそういう業者におもねるという氣持があるということになつたならば、今まで農家のこうむつた莫大なる損害に対しても、われくはそれこそとんでもないことが、あるというふうに考えられますが、むろこれははつきりいたしまして、そうちしてこれらに対して徹底的な反省をなさしめるということになすことが、良心的な指導の立場であろうと考えるのであります。併せて説明を求める次第であります。

○山添政府委員 この供給されました数字の中には、そういうあいまいなもののは含んでおらない。國が資材を割当をし、それによつて供給せられた正規のものであります。またここにいかがわしいものを營業した製造会社の名前が明示してないのであります。これがこの法律の施行されることによつて、かようなものは登録申請をしてくる、それがはねられれば賣つてはいかぬとい順序になるのであります。

○成瀬委員 大体それでありますならば、硫酸ニコチンについては、八品種の中で規格に適合するものは皆無であったというのもかかららず、こちらの方にはそれべく数字があげられておる。この点どういうような考え方でありますか。

○田口説明員 この八品種の方は、市場におきまして蒐集しましたサンブルでございまして、これには農林省認定の農薬はたまく含んでいなかつたのでございます。それでいかがわしいものだけ出てきたわけであります。

○清澤委員 ちよつとお伺いいたした

いのは、この審議会の構成について少し詳しくお伺いしたい。今までとかく農林省で取扱つてはいる肥料並びにこういう農業等の決定が一方的であるという声を相当聞いておりますから、この審議会はどういう構成でもたられるか、お伺いしてみたいと思います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山形政府委員 ただいま考えております腹案といましては、官廳関係の者、それから行政に從事しておる者それから同じ役所関係でも特に試験研究の方に從事しております者、これは四名ばかり。それから農業の検査所長、それから製造業者の代表者、販賣業者の代表といふものも入れますが、農民代表といしましてもぜひ参加をしてもらいたい。そのほか学識経験者といふようなものを予定しております。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清瀬委員 それはすべて農林大臣から依頼のよろな形式になりますか、それともいづれ審査規定のようなものができる、これだけの範囲のものは審査委員とするが、それ以外のものは廣範囲から民主的に選ばれるというような方法を考えておられるか、その点を伺ってみたいと思います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それでは農業取締法案に対する質疑は以上をもちまして終了いたしました。これで質疑を一應打切つておきたいと思います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それでは農業取締法案に対する質疑は以上をもちまして終了いたしました。これで質疑を一應打切つておきたいと思います。

○井上委員長 この際お詫びをいたし

ますが、関東及び東北地方の電害に関する事項の國政調査承認要求書を議長に提出いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

○井上委員長 異議なきものと認めまして、それでは電害に関する事項の國政調査承認の要求書を提出することに決定いたしました。それからこの電害に関して群馬、栃木両縣の被害がきわめて重大化されておりますので、現地実地調査のため委員を派遣いたしたいと思いますが、これも議長に対し委員派遣承認申請書を提出しなければなりませんので、派遣委員及び派遣委員の期間等の一切は委員長に一任せられたいと思いますが、御異議ありませんか。

○井上委員長 御異議なきものと認めまして、そのように決定いたしました。なお午後米價調整に関する小委員会を開くそうでありますから、委員の方はひとつお集合せを願つて、御審議を願いたいと思います。それでは本日はこれで散会いたします。

午後零時三十五分散会

昭和二十三年七月二十九日印刷

昭和二十三年七月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局